

「第 59 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 7 月 8 日(木) 18 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、第 59 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

まず、当初私の方から状況報告を実施いたします。

次、世界各国の感染状況です。世界合わせまして、1 億 8,000 万を超える方が感染をされ、亡くなられた方は約 400 万人という状況になっています。

次は国内の発生状況になります。約 80 万人の方が感染をされ、1 万 5,000 人程度の方が亡くなられているという状況です。

次は都の発生状況になります。これまで約 18 万人の方が、感染をされています。そのうち退院等された方が 17 万 752 人いらっしゃいまして、亡くなられた方は 2,244 人という状況です。

次が直近の国の動きになります。本日 7 月 8 日、第 70 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定をされました。

次、直近の都の対応になります。現在、東京都ではまん延防止等重点措置を実施しているところです。

次が感染症への各局の対応になります。

一番上、政策企画局のところ、6 月 21 日に 1 都 3 県で共同メッセージを発出をいたしました。

その下、総務局の欄になります。飲食店等に対しまして、施設の使用制限等について要請・命令を実施しております。7 月 8 日時点の件数ですが、要請が 131 店舗、命令が 6 店舗になっております。

また、「徹底点検 TOKYO サポート」点検済飲食店等のコロナ対策リーダー等へのワクチン接種を、6 月 25 日から実施をしております。

次、生活文化局です。東京都つながり創生財団と連携をいたしまして、都内の外国人の方向けに、6 月 21 日以降のまん延防止等重点措置を「やさしい日本語」を含む 16 言語で発信をしております。

また、広報東京都 7 月号で、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、相談窓口、感染防止対策について掲載をいたしました。

次が環境局になります。6 月 21 日から緊急事態措置からまん延防止等重点措置への移行

に伴う対応ということで、宿泊施設等を順次再開をしておりました。

その下、住宅政策本部です。新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえまして、生活に困窮する都民の皆様への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集及び随時募集を継続して実施をしているところです。

次、産業労働局の続きになります。これまで協力金、それから協力金のコールセンターについて、またテレワークに関してはテレワーク・マスターの企業支援奨励金、サテライトオフィス、そしてテレワークの調査結果等について公表をしておりました。

また、非正規雇用者の方のための短期間・短時間の委託訓練の開始についても、7月5日に公表をしております。

また、このほか協力金・月次支援給付金について、申請受付を開始しております。

一番下のところ、建設局です。同じく重点措置への移行に伴いまして、駐車場等を6月21日から再開をしてきております。

次、一番上、港湾局のところですか。これも同じく重点措置への移行に伴いまして、若洲海浜公園の釣り施設等々につきまして再開をしているところです。

次、教育庁になります。まん延防止等重点措置の適用に伴いまして、都立学校の部活動や学校行事等、教育活動における感染症対策の一層の徹底等を図っております。

区市町村につきましては、この措置を参考に、対策の徹底を6月18日に再周知をしたところです。

私からの状況報告は以上になります。

それでは、ここで各局の方から報告発言等をいただきたいと思います。

まず、東京都におけます緊急事態措置等の案につきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい。

それでは、東京都における緊急事態措置等(案)について説明をいたします。

国は本日、緊急事態宣言の発出を決定いたしました。これを受けて、都としての緊急事態措置等(案)を説明いたします。

緊急事態措置等の対象となる区域でございますが、都内全域、期間は7月12日0時から8月22日24時までとなります。

実施内容ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流抑制等を軸に、都民及び事業者に向けた要請等を行います。

まず、都民向けの要請であります。生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないことなどを要請いたします。

次に、事業者向けの要請等でございます。酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設や飲食店等に対し、酒類及びカラオケ設備の提供並びに利用者による酒類の店内持込を取り止

める場合を除き、休業を要請いたします。

次に、酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設及び飲食店等に対し、20時までの営業時間短縮を要請いたします。

次に、イベント関連施設等及び、次ページの運動施設・博物館などのイベントを開催する場合がある施設への要請等ではありますが、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、営業時間の短縮を要請いたします。

次に、百貨店などの商業施設や遊技場などの、参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設、上の要請ではありますが、営業時間の短縮を要請いたします。

次に、その他の施設への要請等ではありますが、学校・大学等に対して感染リスクの高い活動等の制限等、博物館等に対して入場整理の実施等、学習塾等に対してオンラインの活用等の協力を依頼いたします。

次に、イベントの開催制限についてであります。イベント主催者等に対して、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたします。

また、5時から21時までの営業時間の短縮や業種別ガイドラインの遵守等の要請を行います。

最後に、職場への出勤等であります。職場の出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請いたします。

また、事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請いたします。

なお、本日、開催した感染症対策審議会において、緊急事態措置等(案)について妥当との意見を頂戴しております。

説明は以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に飲食店等に対する協力金、他の案件につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

はい。当局からは2点ご報告させていただきます。

1点目は、協力金についてです。緊急事態措置期間の7月12日から8月22日までの間、都の要請に全面的にご協力いただける飲食店等に対して、売上高に応じて協力金を支給いたします。

なお、現在、国において協力金の先渡しの仕組みを検討しておりまして、今後、国の制度に則って支給の更なる迅速化を図ってまいります。

また、これに加え大規模な集客施設・テナント等に対しても、営業時間の短縮等にご協力

いただいた場合、協力金を支給いたします。

2点目は、売上が減少した中小企業等への支援についてです。都独自の月次支援給付金を、8月分まで延長する方向で検討を進めてまいります。

引き続き、事業者の皆さんをサポートしてまいります。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして都内のワクチン接種状況、他の案件につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。まずワクチンの接種状況についてでございますが、職域接種を除く都内の接種回数は、昨日までに500万回を超えまして、1回接種した方は300万人を超えてございます。

医療従事者約50万人は接種がほぼ完了し、病院内での複数発生事例は劇的に減少しているところでございます。

高齢者につきましては、1回目の接種を終えた方が約7割、2回目の接種を終えた方は約4割となり、高齢者の感染割合や入院患者数等は明らかに減少しております。7月中に、希望する方全ての接種が完了する予定でございます。

都は、築地、都庁展望室、代々木公園にワクチン接種センターを設置し、都民の安全安心を守る方などで、感染リスクが高い方を対象に、約13万回の接種を行ってまいりました。

また、国に対しましては、区市町村の接種体制などに応じた必要十分な供給量を安定的に確保・配分するよう要望したところでございます。

今後、さらに大規模接種センターを設置するとともに、大学と連携した職域接種も行うなど、ワクチン接種を進めてまいります。

次、お願いします。次に医療提供体制の確保についてでございますが、先月、都内医療機関に対しまして、改めて病床の確保を要請し、確保病床は5,594床から重症用392床を含みます5,882床に、また感染拡大に転用する病床を含めた最大確保病床は6,044床から6,314床に増加していただきました。

加えて、回復期にある患者の転院を受け入れる回復期支援病院につきましては、約200施設・約1,000床から約230施設・約1,500床を確保いたしました。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

事前に報告があると伺ってます局につきましては以上でございますが、この他にここに

ご参加の皆様、あるいはWEBでご参加の皆様でご発言のある方いらっしゃいますか。
よろしければ、会のまとめといたしまして本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

はい。皆様ご苦勞さまでございます。

先程、政府の対策本部会議が開催をされまして、東京都に対しては、7月12日から8月22日まで、緊急事態宣言の発出が決定をされたところであります。

この発出を受けまして、都内全域を対象に、特措法に基づいて、都としての「緊急事態措置」を実施いたします。

今回の緊急事態宣言であります、この国の強い危機感の下、発出されるものではございまして、都としても、国とこの危機意識を共有するものであります。

人流抑制や、また基本的な感染防止対策の徹底に向けて、実効性のある一層強力な措置を講じてまいります。

措置のポイントは3つあります。

一つ目、飲食店の対策の強化であります。

二つ目、重症者が増えている50代に的を当てた、いわば「50代問題」への重点的な対応です。

三つ目、ワクチン接種の推進であります。

この三つの柱の対策の徹底によりまして、これ以上の感染拡大を何としても食い止めてまいります。

対策の具体的内容については、今、各局長から説明のあったとおりであります。

感染拡大防止協力金の支給など、必要な対策を迅速に実施するために、5,118億円の補正予算を、本日、専決処分により措置をいたします。

この後、臨時の記者会見を開きまして、都民・事業者の皆様に対しての呼びかけを行ってまいります。

各局におかれましては、危機意識を持って、そして、引き続き連携を密にして、全庁一丸となって、対策に取り組んでもらいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第59回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。